

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 29 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局老人保健課

介護医療院等での施設内感染発生時における診療報酬上の
特例的な対応について（その 2）

高齢者については、施設に入所している者も含め感染した場合には、原則入院
としているところですが、病床ひっ迫時については、やむを得ず施設内での入所
を継続する場合があります、その際の診療報酬上の特例的な対応については「介護医
療院等での施設内感染発生時における診療報酬上の特例的な対応について」（令
和 3 年 9 月 6 日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）等におい
てお示ししているところです。

今般、介護医療院若しくは介護老人保健施設又は地域密着型介護老人福祉施
設若しくは介護老人福祉施設に入所する新型コロナウイルス感染症患者であつ
て、病床ひっ迫時に、やむを得ず当該施設内での入所を継続し療養を行う場合の
診療報酬上の特例的な対応について、別添のとおり、「新型コロナウイルス感染
症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 63）」（令和 3 年 9 月 28 日
付厚生労働省保険局医療課事務連絡）問 3～6 において示されましたので、管内
の関係施設等に対して周知を図るようお願いいたします。

別添：「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて
（その 63）」（令和 3 年 9 月 28 日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）